

Office News

October. 2020

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

届書等の事業主の押印 又は署名の省略について

全国健康保険協会（協会けんぽ）から、届書等の取扱いについて案内がありました。これは、協会けんぽへご加入の皆様から提出される届書等について、当分の間、次のように、押印又は署名を省略しても差し支えないこととするものです。

- 被保険者証再交付申請書等、事業主及び事業主を経由して被保険者が協会けんぽへ書面で提出する届出のうち、一定の届書等については、事業主の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 傷病手当金支給申請書及び出産手当金支給申請書については、特に慎重に届出等の真正性を確認することから、事業主の押印又は署名が必要です。ただし、届出の真正性が確認できる場合（法人の印鑑証明書を添付する場合等）は省略して差し支えない。
- 被保険者が直接協会けんぽへ書面で提出する届出等のうち、一定の届書等については、被保険者の押印又は署名を省略して差し支えない。
- 被保険者が直接協会けんぽへ書面で提出する届出等のうち、一定の届書等については、特に慎重に届出等の真正性を確認することから、被保険者の押印又は署名が必要です。ただし、届出等の記載により給付金の振込口座が被保険者のものであることが確認できる場合は、省略して差し支えない。（給付金を代理人が受け取る場合は、従来どおり被保険者の押印又は署名が必要です。）



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
弊社のプロパー社員である A さんは先月課長に昇進しました。ところが1週間くらい経った頃、A さんは突然体調不良を訴え、その後は会社を欠勤しております。産業医が受信したところ、A さんは軽いうつ病とのことでした。会社として、今後どういった対応をとったらよいのでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
近年、うつ病などの精神疾患にかかる人が増えています。A さんの場合、昇進がストレスとなり、うつ病を発症したと考えられます。

使用者には、安全配慮義務があるため、メンタルヘルス対策を行う必要があります。職場においてメンタルヘルス対策を行うことは、職場をより働きやすい環境にするための対策にもなります。

精神疾患を発症すると、医師から十分な休養を取るよう勧められ、場合によっては「休職」という措置を取ることになりますが、休職は法律上定義されていません。

つまり、どんな理由で休職を認めるのか、休職期間中の賃金をどの程度支払うのか、社会保険料の支払いは会社がするのか、いつまで休職を認めるのか、といった条件は会社と労働者の話し合いによって決めることとなります。就業規則に休職規定があると思いますが、労働者が休業を求める理由は異なりますので、個々の労働契約によって定める、という柔軟性も必要かもしれません。

復職に関しても会社で要件を決めることとなりますが、精神疾患を理由とする休職の場合は、労働者や会社の判断だけでなく、医師の意見も聴くようにしましょう。



今月の実務スケジュール

- 社会保険標準報酬改定（前月控除の会社）
- 4月新入社員への年次有給休暇付与
- 労働保険料第2期分の納付（延納の場合）
- 年末調整書類の配布準備
- 年末贈答品（カレンダー、手帳等）の発注



連絡先

- ◆所在地：〒573-1125 大阪府枚方市養父元町 43-2
★京阪本線「牧野」駅から徒歩 10 分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com